平成２５年（フ）第５１７号
神戸市北区有野町唐櫃3388番地の３
債務者　馬場　勝己
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　乗鞍　良彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１０号
広島市中区十日市町２丁目５番22―201号
債務者　盛池　孝好
１　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷井　　智
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０７号
広島市佐伯区五月が丘３丁目22番８号
債務者　金井　一詔
１　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６００号
広島県廿日市市宮園上４丁目２番地３
債務者　三田　智幸
１　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　有志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４号
愛媛県松山市西石井３丁目15番７号
債務者　一色　　誠
１　決定年月日時　平成25年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　正夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７６号
札幌市白石区平和通９丁目北12番12号　101号
債務者　田村　秀夫
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芝池　俊輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９号
秋田市保戸野すわ町10番35号ライフキャップ102―Ａ号
債務者　橘　　春男（旧姓佐藤・黒崎）
１　決定年月日時　平成25年７月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荘司　　昊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１２７号
大阪市平野区長吉六反５丁目９番31号　ロイヤル長吉301号室
債務者　長峯　　勤
１　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三木　保美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１５５号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目27―３、住民票上の住所大阪府東大阪市西堤本通東２丁目３番25―201号
債務者　金林秀明こと　金　　秀明
１　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武石　智広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目９番地　川添アパート３号、申立時の住所愛知県岡崎市小針町字松山27　橋目寮
債務者　山口　誠一
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営７―402号
債務者　谷名　裕子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字山ノ郷35番地
債務者　畔柳紀美子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
愛知県岡崎市中町字東丸根９番地２、前住所愛知県岡崎市稲熊町字宮下４番地４
債務者　齋藤　尚宏
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地１　県営７―206号
債務者　河内　正樹
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
愛知県刈谷市板倉町３丁目７番地12　真栄マンション東刈谷502号、前住所愛知県知立市新林町東新切41番地６
債務者　長尾　知穂
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
函館市万代町２番16号
債務者　村上佐都巳
１　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６０号
山口県宇部市芝中町11番46―106号　サーパス宇部芝中Ⅱ
債務者　藤井　幸子
１　決定年月日時　平成25年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所宇部支部